

# 『中等国語』漢文編の追究

吉田裕久

## 1 はじめに―問題の所在と本稿の目的―

『中等国語』漢文編(正式名称は「中等国語 二(4)」)、『中等国語 三(4)』の二冊、いずれも昭22・7・4、文部省)については、すでに「原田親貞文書」(教科書研究センター所蔵)を中心に、主として「漢文編」の成立過程及びその実態および特色(1)「中等国語」について、2 漢文追放の記事 3 「初級用『中等国語』乙種編纂の要項」 4 「『中等国語』乙種教材配当表」と「中等国語」漢文編との比較など)について報告した<sup>1)</sup>。その後、「この教科書編修に中心的役割を果たした」長沢規矩也(当時、法政大学教授)に「国語学習中の漢文学習指導」(昭25・9・25、学友社)や「『中等国語』(4)の編刊に当たりて」(「新しい教室」2-18、中教出版、昭22・8)などの著作・論文のあることを知り、ここに本「漢文編」の編修事情がさらに具体的に語られていることが判明した。そこで、これらの著作・論文を本稿で取り上げることによって、特に「漢文編」の成立背景について前稿を補うことにしたい。とりわけこの長沢の著

書は、教科書編修に携わったときから三、四年の時間を経て書かれたものであり、また長沢は「中等国語」漢文編の編修と時をほぼ同じくして高等学校の「漢文」教科書にも主任編者として携わっていたこともあって、記憶が混同・不鮮明になった部分がある反面、当時としては発言しにくかった「本音」の部分が語り出されている可能性がある。したがって、この分析・検討に従うことによつて、今少し、「中等国語」漢文編の成立事情、とりわけその教科書編修の基盤になる漢文学習の目的にかかわる部分について明らかにすることができないのではないかと思われる。

## 2 長沢規矩也と『中等国語』漢文編とのかかわり

### (1) 編修への参加

まず、法政大学教授であった長沢が「中等国語」漢文編の編修にどのような経緯でかわるることになったのか。その辺りから、見てみたい。

敗戦後、学校の制度組織は根本的に改正され、教科の名称から

内容まで変わり、これに順応するような教科書が編修官の手でなく、委員制で作られることになって、取りあえず文部省で編刊されることになった。国語科は、名称は元のまま残ったが、それによって生徒の精神生活を指導するという面は削られてしまい、その方針で松田編修官を中心に民間委員らによって教科書が編まれるようになった。(中略)文理大の竹田復博士学校教育局の麓保孝氏などは委員にきまつていて、私にも内交渉があった。(中略)従来の大家が、いずれも追放にかかる恐れがあつて引つ込まれ、この機に乗じて、反目の態勢にあつた国語科の人々によって、漢文科は全滅されそうだからといわれて、そう逃げてもいられなかつた。中等教育に実際の経験がないからというので、この経験に富み、又、同窓であり、かねて私のとめ男である内田泉之助氏もその委員に入れることを条件にこれを引受けることになった。これが私の漢文教育の深入りの第一歩であつた。

長沢が「漢文編」の編修に参加することになった時、すでに竹田復・麓保孝が編修委員として決定していた。この一員として、長沢は、実践経験のある内田泉之助を伴つてこれに参加することになった。「漢文科は全滅されそうだからといわれて、そう逃げてもいられなかつた」という動機として表明された点は、長沢のこの漢文教科書に対するその後のかわりを見る上でとても大事なところである。そして、この発言から、編修当時、国語委員と漢文委員との間で必ずしもしっくりといていない、何やら雲行きの怪しい雰囲気だ漂っていたことも伝わってくる。国語委員への不信任に満ち、漢文廃止を阻止する背水の陣の気構えで乗り込んで行つたということ

であり、「漢文編」の行く先を占う一つの予兆であつたかもしれない。

(2) 編修委員会の様子

さて、その出来上がった編修委員会の様子はどうであつたのか。委員会は招集された。竹田博士が中心で、例によって発言の多いのは私。大體、漢字制限という線にそつて、新制中学用に漢文的内容の教材を仮名まじりで編むということがきまつていた。これに対して、私たちは、こぞつて、せめて三年の末には、原文を教えたい。当用漢字の範囲内の文章を論語・孟子の中から採れるではないかと迫つた。漢文教育懇話会からは、実地の教員を無視するなど委員会に二名乗り込んだ。私はここではじめて、舞田・清田という才能ある両君が現場にいるのを知つた。編修官は、松田君が追放の責任を一人で背負つて退き、石森編修官の世となり、国語の教科書の内容も根本的に改められ、非常にやさしくなつてしまつた。古典を持たぬアメリカ当局の話をそのまま受入れて、先方の例示のやうに、現代語中心とし、長編を入れるに至り、漢文の教科書も自然と圧迫を受け、文部省当局は、何でもかんでも進駐軍当局の意志と称してわれわれに迫つた。漢文の内容をもつた教科書を別冊にすることは認めるが、「漢文編」と名づけてはいけない。後には、「乙種」とか、「別冊」とかいつてもいけないといううよになつた。原文は全然入れてはいけない。圧迫は大きかつた。(中略)後になつて考えると、この間の消息の中で、どの程度が進駐軍当局の意志であつたか分からない。まして、当局に對して少しの意見もいわず先方の助言を文部当局がうのみにした

ことは非常に多かつたらしい。

当用漢字制限の影響を強く受けながら、仮名交じりで漢文編教科書を編む方針で編修が着手されていたという。長沢は、さっそくこれに反発し、原文の一部導入、当用漢字の範囲内の文章として論語・孟子の採用を強調した。漢文存続ゆえの主張であった。実践現場（漢文教育懇話会）から舞田正達（東京都立第八中学校）・清田清（東京都立第一中学校）が加わって、総勢六人で編修にあたったものと思われる。この二人は長沢の後押しをしてくれたのであろう。この引用部分から、編修委員会と文部当局との間でも、かなりの確執があったことが知られる。確かに、この時の基盤となる『中等国語』一―三は内容・表現ともに非常に易しくなった。現代語中心、長編の採録、古文の減少などは、この教科書の大きな特徴であった。当時の思潮としての「古典からの解放」の影響もあった。そこで、漢文を独立した科目としてではなく、国語科の一部として、原文はまったく入れないで編修するなどの指示があった。が、これら文部省当局からの指示に対して、長沢はC I Eの指示と称して拡大解釈をしていたのではないかという不信感を露にしている。この時の漢文弱体化の陰に、文部当局（とりわけ国語教科書総責任者としての石森）があつたとも受け取れるところである。現に、石森は、かな文字論、ローマ字論に近いところにいた。「まして、当局に対して、少しの意見もいわず先方の助言を文部当局がうのみにしたことは非常に多かつたらしい。」辺りからは、長沢の忤怛たる思い、歯軋りさえ聞こえてきそうである。

### 3 漢文学習の意義と目的

さて、こうした中で、もっとも大きな問題は、おそらく漢文学習の意義・目的をめぐる攻防であつただろう。この点については、これまで必ずしも明らかにされてこなかった。教科書編修の舞台裏、とりわけ編修委員を公開しない国定教科書にあつてはなかなか内部情報が入部に出ないというのが通常だからである。しかし、この時の漢文教育は、一大変革の渦中にあつた。漢文不要、漢文廃止の合唱が聞こえてくる中で、編修の如何によってはそのまま廃止になりかねない状況であつたのである。個人的な持論に止まらず、漢文教育を窮地から救う説得が求められていたのである。長沢は、その任を背負つて、この仕事に参加したのである。

#### (一) 長沢の主張

長沢は、編修委員会で、漢文学習の意義と目的について、次のように主張したという。

敗戦後、忠と孝とを出発点とする倫理教育が否定されたので、国語漢文科の終極の目的を国民精神の涵養という点におくことは認められなくなった。そこで、私が昭和二十一年の夏に文部省の漢文科教科書編纂委員となつた時、私は、教科書の編修に先きだつて、まず漢文科の学習の目的を定めることを委員会に提案したが、当時の委員中には、依然として東洋道德の完成を旨とす人々と、現在中華民国の理解を主張する一派とがやや対立している状態

あった。そこで私どもはわが文化を理解することが第一であり、それゆえに中学校・高等学校の教科目中に漢文がはいることを強調することが大切であるということに意見を一致させた。すなわち、

第一 わが国の文化の理解

第二 東洋文化の淵源たる支那文化の理解

第三 現代中華民国の認識

とした。私が中教の「漢文」を主編した時にもこの考えは大して変らず、ただ一条でも多くして見ようかと思つて、一例として、その序説に、

第一 東洋文化の淵源を知るために

第二 漢民族を正しく理解するために

第三 中華民国を認識するために

第四 わが過去の文化を知るために

の四つを挙げた。実をいうと、当時の私の頭の中にも、自分が過去において受けて来た古い漢文化教育がこびりついていて、それに過去ばかりでなく、現在の隣邦をも知る手段としたいというかねての考えが存在し、同じ委員中の麓保孝氏などと完全に同じ意見を持っていたのであった。

しかるに、この「漢文」の完成までの数箇月間には、東西の言語文化に通暁している友人岩村忍氏の多大の援助を借りての進駐軍の民間情報教育局（CIE）との交渉に伴なつて、漢文科の先生がたの要望を満たすためには、むしろ国語という教科の中に入れば、国語学習中の一部を成すものと考えるのが至当だという結論

を得た。もとより、この結論も岩村氏の助言によるものであった。つまり「古い漢文化教育」（東洋道徳）から脱皮して、また「新しすぎる漢文化教育」（中国理解）からも距離を置いて、長沢は言わば第三の立場としての「わが国の文化の理解」のために「国語学習中の一部」として漢文を位置づけるといふ見解を示したのである。長沢は、さらに次のようにも言う。

漢文を国語学習の一部として学ぶという私の考えかたは、私の

予期していたごとく、一部の漢文の先生から反対された。しかし、私は、その反対を予期してただけに、全く驚かなかつた。わが国における漢文学習はこういう方向以外に生きる道がないと信じていたし、又、それは必ずしも我田引水ではないと思つていたのであった。（中略）現在、関係各当局は、漢文科を国語学習を補うものとして、必須のものであるということを認めている。初めこの考えかたに反対した一部の漢文科の先生がたの動向も、このごろではかえつて賛成に近づいて来たようである。漢文の目的を東洋倫理、東洋道徳の完成にあると説く人は今日ではほぼなくなつたように思われるが、しかし、現在中華民国の認識に資することを主目標とする人は、今でもないことはないが、それでは漢文科が社会科の中にはいつてしまひ、漢文科の存続とはならない。

今、私が考える漢文学習の目的とか意義とかいふべきものは、これを一言でいえば、国語学習の一部であるということにあり、中教の「漢文」の序説にしるした各条は副目的となる。

おそらくこの立場が、もつともこの時、漢文の存続を決定的ならしめた発言であつたと言えよう。と言うよりも、この発言以外に当

時の漢文の窮地を救う手立てはなかったであろう。氏は、さらにこの引用文の直後で「今日の漢文学習の目的は国語学習の効果を挙げるためと云ってよい。」<sup>2)</sup>と言いつつ切っている。

この「漢文は国語学習の一部」という考え方は、確かにこの時の重要なポイントであった。

### (2) 【中等国語】漢文編二冊の教材分類

しかし、現実には、この時、この長沢の意見は最終的には通らなかった。と言うのも、出来あがった教科書は、そうならなかったからである。

① ここで、「中等国語」漢文編二冊の教材分類を見てみよう。「初級用『中等国語』乙種編纂の要項」に基づいて、文体とともに教材分類を記せば、以下のようになる(◎は、「編纂の要項」には無かった新教材)。

#### 【中等国語 二(4)】

教材名	文体	目的・生徒の興味・希望
1 南船北馬	口語体・訓読体	現代中国 歴史・地理
2 詩 五首	訓読体	東洋古典
◎3 李白と杜甫	口語体	東洋文化 伝記・逸話・言行
4 小話四題	口語体	東洋文化 文学的
◎5 神話と伝説	口語体	東洋文化 文学的
6 詩 五首	訓読体	東洋古典
◎7 桃花源の記	口語体	東洋文化 文学的
8 たゆまざる努力	口語体	現代中国 社会的・政治的

8 たゆまざる努力	口語体	現代中国 社会的・政治的
◎9 秋風五丈原	口語体	東洋文化 文学的
◎10 孔子と子路	口語体	東洋文化 文学的
11 孔子とその言葉	文語文・訓読体	東洋古典 道徳的

#### 【中等国語 三(4)】

教材名	文体	目的・生徒の興味・希望
1 詩 五首	訓読体	東洋古典 文学的
2 和漢朗詠	訓読体	東洋古典 文学的
◎3 白楽天の詩	文語文	東洋古典 文学的
◎4 當雪の功	文語文	東洋文化 伝記・逸話・言行
5 漢字の話	口語体	東洋文化 歴史
◎6 墨子の説	口語体	東洋文化 文学的
◎7 莊子と列子	口語体	東洋文化 文学的
8 日本における漢文漢学	口語体	東洋文化 歴史
9 詩 五首	訓読体	東洋古典 文学的
10 古都二京	口語体	東洋文化 地理
11 雙十節の由来	口語体	現代中国 社会的・政治的
12 孟子とその主張	訓読体	東洋古典 道徳的

#### ② 「編纂の要項」になく「漢文編」で新たに増えた教材

「編纂の要項」になく、「漢文編」で新たに増えたのは◎を付した9教材(東洋古典1、東洋文化8)(口語体7、文語体2)、こうして「東洋文化に関するもの」を「口語体」としているのがその特徴であった。そして、このことが「漢文編」全体の印象を平易化したとの受け止めを助長するものとなった。

③ 「編纂の要項」から消えた18教材

逆に「編纂の要項」から消えた18教材は、東洋古典9、東洋文化6、現代中国3。現代中国の認識も3教材の減だが、東洋古典の教養は実に9教材も減となった、こうした漢文固有の分野とも言うべき教材が大きく減退した様が見て取れる。また文体の点でも、口語体3、文語体11、訓読体5。文語体は実に11も減り、訓読体も5減って、これまた大きく後退した。結局、訓読体は、教材中に一部含むものも合わせて全23課中8教材（このうち4教材は「詩五種」）、三分の一となった。文章表現としての古典的要素が大きく減退したのである。

つまり、「編纂の要項」作成時より新たに加わった教材、逆に消え去った教材を眺めてみると、目的としては東洋文化の理解、文体としては口語体（全23教材中14教材）の進出という印象の濃い漢文教科書が出きあがったのである。まさに口語文による「中国文化読本」（全23教材中12教材）であった。

「編纂の要項」にありながら、「中等国語二(4)」「中等国語三(4)」では削除された教材

教材名	文体	目的・生徒の興味・希望
孔子	文語体	東洋文化 伝記・逸話・言行
中江藤樹	文語体	東洋古典 伝記・逸話・言行
漢民族の社会	口語体	現代中国 科学的
蘇・張縦横の謀	文語体	東洋文化 歴史・地理
故事成語(1)(2)	文語体	東洋古典 歴史・地理
隨筆一題	文語体	東洋文化 文学的

隨筆一題	文語体	東洋文化 文学的
大学	文語体	東洋古典 道德的
勸学	文語体	東洋古典 伝記・逸話・言行
讀書	文語体・訓読体	東洋古典 伝記・逸話・言行
論語の西方流伝	口語体	現代中国 歴史・地理
鶻の話	口語体	東洋文化 文学的
詩人と自然	文語体	東洋文化 文学的
宋子と王陽明	文語体	東洋文化 伝記・逸話・言行
雜記	訓読体	東洋古典 伝記・逸話・言行
梁上の君子	文語体	東洋古典 伝記・逸話・言行
人を愛す	訓読体	現代中国 宗教的
聡敏は恃むべからず	訓読体	東洋古典 伝記・逸話・言行
中庸	訓読体	東洋古典 道德的

こうして、実際には、長沢の願ったような「わが国の文化の理解」のための漢文教科書とは幾分か距離を置く教科書が出きあがったのである。

(3) 「初級用」「中等国語」乙種編纂の要項」に見る目的

が、「漢文編」も、長沢の主張する「漢文は国語の一部」を実現しようとしたのかもたしれないし、実現したと言うかも知れない。と言うのも、「編纂の要項」には、次のように記されているからである。

(a) 東洋古典の教養

わが国の古典は、はじめから支那の古典の大きな影響を受けて成立発展してきたもので、したがって支那の古典は又、根底的には

日本の古典でもある。この意味から支那の古典及びそれと尤も関係の深いわが国の古典を読むについて、初歩的な教養を与へようとするのが、この書を編纂する第一の目的である。

(b) 東洋文化の理解

日本の文化は、一般的にいつて支那文化によって決定的な影響を被ってきたから、支那文化を知ることが又、わが国の文化を知ることである。この意味からして支那文化についての初歩的な知識を与え、伝統の正確な理解を助けることがこの書の第二の目的でなければならぬ。

(c) 現代中国の認識

過去の支那がその長い伝統を背景にして近代的世界とふれあふことによつてどのやうな変化・発展をもたらしつつあるか。かうした点についての知識を与へることは、隣邦支那との新しい善隣関係を結ぶためにもぜひとも必要である。この点を考慮したのが、この第三の目的である。

つまり、「中国の古典を学び、中国の文化を学ぶことは、日本の古典、日本の文化を学ぶことである」という基底に立ち、(1) それらを読むに際して初歩的な教養を与へること、そして(2) 中国文化についての知識を与え、理解を助けることとして捕らえられているからである。したがつて中国古典は日本古典の源泉、中国文化を知ることには日本文化を知ることであるから、ここでは中国古典、中国文化に焦点を当てれば良かった。おそらくそう考えたのであろう。となれば、長沢の主張と大差はないことになる。

しかし、これは長沢の願う「漢文は国語の一部」の具体化ではな

かった。現に、こうした結果に終わったことに対して、長沢は、次のように述べ懐している。

「中等国語」の第四分冊が編刊された当時は、検閲当局にも、漢文の特殊性は考えられていなかったし、私たちの考え方もまともまっていなかった。故に、文化読本の名を編んだ。しかし、漢文が国語の一部であるとはつきりした今日、あの第四分冊の形式が適當でないことは明らかである。よつて、二十三年度に、この種の教科書が日本側調査員の眼を通過しても、検閲当局によつて落第させられたことは当然の結果と私も思う。私どもがあつての検定基準を修正したときに、その絶対条件の第二条に示したごとく語学的でなければいけない。書全体が社会的であつてはならない。本文中に少しは漢文を入れてよいことは(四)表現(1)の第二条で明らかである。私は、この種の教科書は、日華文化の關係、ことにその社会的説明よりも、漢文の文体そのものがわがことばにいかになる影響を与えたかを示す内容を有すべきであり、直接支那文化に触れるよりも、明治時代の漢文口調の論説文などを採り入れて、語学的關係を明らかにした資料から成立すべきものであると思う。よつて「中等国語」と併用される第四分冊は、この立脚点に立つて改編されるべきであり、基準が別で、漢文科専門調査員が調査すべきものであるからには、同学年の他の分冊とは別の独立性を明確にすべきものであると思う。

長沢は、中国文化読本(特に地理・歴史・科学など一般的説明になつてゐるもの)、現代中国の認識のための教科書は漢文教科書としては誤つていたとはつきり示しているのである。

(4) 漢文教育懇話会の受けとめ

こうしたためらいは、次の漢文教育懇話会の発言にもうかがえる。昨年七月、文部省が漢文教科書編纂委員会を組織して、初級中学校用漢文入門の編纂に着手するに当たり（後中等国語(4)ということに改められたのであるが、煩を避けて便宜上漢文と呼ぶことにする）、委員会は、最初にこの教科書の目的に関し種々論議を重ねた結果、次の三項目を決定した。

- (1) 我が国文化の理解。
- (2) 東洋文化の淵源たる中国文化の理解。
- (3) 現代中国の認識。

実はこの点については頗る異論もあるし、尚お討議研究の余地が多いことと思われる。ともかくも委員会はこの決定に本づいて編纂を進めることになつたのである。併し愈々でき上がったものを見ると、必ずしも完全にこの原則に適つたものではないこと、ご覧の通りである。即ち結果から言えば、(1)が後退して、中国認識の手引といった性格が、強く表れている。古来東洋文化の中心となり、世界文化史上に独特の光彩を放つているところの支那文化、日本文化の母胎文化として、わが国の政治・経済・法制・学芸・道徳その他百般に互り、その源流となつて我々を育くんできた支那文化を学びつつ、更に過去・現在・及び未来に互つて、分離することのできぬ運命的關係に結ばれている隣邦中国への、理解と認識との端緒を掴もうとする、これが本教科書の主目的となつていふと言えよう。

本発言は、完成したものを見れば、いつの間にか話し合つて合議

に達したものが変更されているという戸惑いの姿勢を隠していない。こうした編修の基盤にかかわることの相違・変化は、一体何を意味するのか。そして、一体、背後で何があったのか。長沢がこの「中等国語」漢文編にあまり積極的でなく、高等学校の「漢文」へ集中したというのもこの辺りに理由があつたのか。

結局こうして紆余曲折しながら完成したのが、先の『中等国語』漢文編二冊であつた。日本文化理解の根源としての中国文化の受け止め方が、だからこそ中国古典・中国文化を広くとらえ、口語体説明でも取り上げれば良いと考えるか、中国文化の影響を直接受けた作品（漢字・漢語・故事成語、文章など）に限定するかで微妙なすれ違いを起こしたのではないか。

## おわりに

しかし、ここで長沢の主張した「漢文は国語の一部」という主張は、確かにこの当時の漢文の位置を定位し、漢文の存続を保証する一助になつたのではないか。長沢の葬儀（昭55・12・1）の際、市川安司（東京大学名誉教授）は、この間の長沢の仕事の意義について次のように評価している。

教育方面で今に強い思い出として残っていますのは、終戦直後における漢文問題でございます。その頃の雰囲気として、中等教育における漢文の教科が廃止されそうになりました。先生はそれに心を悩まされ、いろいろ意見を述べて廃止が取り止めになるよう努力なさいました。その御努力が立派に結実し、今日における

漢文教育存続の一端をなしたと伺っております。<sup>1)</sup>

長沢のこの時期における漢文教科書への取り組みは、こうして漢文の世界からも一つの金字塔・メルクマールとして受けとめられていくことがわかる。

敗戦、国家再興という時代が大きく動く中で、国語（漢文）教科書のあり方を方向づけていく一つのエポックメイキングな出来事が、ここに存在していたのであった。しかしこの問題は、漢文履修の問題が改めて問題になっている今日の状況に照らしてみれば、今日なお尾を引く、古くて新しい課題であるとも言えよう。

長沢は結局、これを中学校では実現できないことを悟り、その活路を高等学校・通信教育（秀英出版、教育図書）に見いだし、その持論をそこで展開していくことになったのである。

## 注

- (1) 拙著『戦後初期国語教科書史研究——墨ぬり・暫定・国定・検定——』平13・3・15、風間書房
- (2) 原田親貞からの筆者宛書簡
- (3) 『長沢規矩也著作集』第八卷、昭59・11・25、汲古書院、397～398ページ
- (4) 3に同じ、398～399ページ
- (5) 3に同じ、359～360ページ
- (6) 3に同じ、360～361ページ
- (7) 3に同じ、361ページ
- (8) 『初級用「中等国語」乙種編纂の要項』

(9) 3に同じ、371～372ページ

(10) 『教師のための中等国語二(4) 学習指導の研究』、昭22・11、杉山書店、1～2ページ

(11) 『長沢規矩也著作集』別巻、平1・7・25、汲古書院、70ページ

(広島大学)